

広島県告示第六十八号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和二年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄			
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	広島市南区日字那町二番七号 住田 孟	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区丹那町六番一号 松中 清信	南 黄金山	広島市漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	広島市漁業 協同組合	広島市南区丹那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区日字那町二番七号 住田 孟	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合	広島市南区日字那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区丹那町二番八号 河野 巧	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合	広島市南区日字那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区北大河町一七番六号 和田 美仁	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合	広島市南区日字那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区丹那町三番二八号 山村 浩志	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合	広島市南区日字那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合
広島市南区丹那町三番三七号 島田 輝敏	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合	広島市南区日字那町二番八号 坪井 郁男	南 黄金山	大河漁業協同組合	令和二年 二月一〇 日（令和 二年二月 二四日	大河漁業協 同組合